

群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書

(趣旨等)

- 第1条 この協定は、災害の発生時に、群馬県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この協定は、県及び別表に掲げる市町村等の相互間において締結するものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害の発生により生じた一般廃棄物その他の被災した市町村等による処理が困難と認められる一般廃棄物をいう。
- 2 この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。
- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあつせん
 - (2) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
 - (3) 災害廃棄物等の焼却、破砕等の実施及び処理業者のあつせん
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に関し必要な行為

(応援要請)

- 第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記様式第1号）により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。
- 2 県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町村等に応援を要請するものとする。
- 3 前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合において、応援を要請した市町村等は、その旨を県に報告するものとする。
- 4 応援を要請された市町村等は、可能な限りこれに応じ、応援を行うものとする。
- 5 県は、県内の市町村等の応援では対応が困難であると判断した場合は、他の都道府県に、応援を要請するものとする。

(自主的な応援)

- 第4条 緊急に応援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に応援を行うことができるものとする。この場合において、応援を行う市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

(経費負担)

- 第5条 応援に要する経費は、原則として、応援を要請した市町村等が負担するものとし、その支払い方法等については、応援を要請した市町村等と応援を行った市町村等

の間で協議し、決定するものとする。

(情報交換及び体制の整備)

第6条 市町村等は、災害時における応援が円滑に行われるよう、必要な情報を相互に交換するとともに、平常時から応援及びその受入体制の整備に努めるものとする。

(補足)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(成立等)

第8条 この協定は、複数の市町村等が同意書(別記様式第2号)を県に提出した時に成立するものとする。(平成20年4月1日成立)

- 2 この協定の成立の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を県に提出して、この協定に参加することができる。
- 3 県は、この協定が成立したとき又は新たに市町村等がこの協定に参加することとなったときは、別表に市町村等の名称を記載した協定書を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

別表

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、富士見村、榛東村、吉岡町、吉井町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、富岡甘楽衛生施設組合、甘楽西部環境衛生施設組合、吾妻東部衛生施設組合、西吾妻衛生施設組合、西吾妻環境衛生施設組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、利根東部衛生施設組合、太田市外三町広域清掃組合、館林衛生施設組合、大泉外二町環境衛生施設組合

別記様式第1号

群馬県災害廃棄物等処理応援要請書

年 月 日

群馬県環境森林部廃棄物政策課長 あて

市町村等の長

群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書に基づき、下記のとおり応援の調整を要請します。

記

1 連絡先

- ・担当部課：
- ・連絡責任者：
- ・電話：
- ・FAX：
- ・電子メールアドレス：

2 災害廃棄物等に関する状況

(わかる範囲でその概要を記載すること)

3 応援要請内容 (例示)

①し尿

- ・仮設トイレの必要な基数、期間、設置場所等
- ・バキューム車の必要な台数、期間、応援場所等
- ・他市町村等の処理施設により処理するし尿の量、応援期間等

②ごみ

- ・収集車の必要な種類、台数、期間、応援場所等
- ・他市町村等の処理施設により処理するごみの種類、量、応援期間等

③その他

- ・必要とする人員、資機材等の種類、数量、応援期間、応援場所等